

園長様

7月以降の保育運営にあたり、決定した事項について、子ども支援課からお知らせいたします。保護者のみなさまにお知らせください。

○新規入園園児の育児休業を取得中の方

復職時期の延長期間につきましては9月末までといたします。育児休業を延長される方は、園までお申し出ください。

○求職活動中の方

6月から3か月間を求職活動中の期間とします。8月末までに就労を開始し、「就労証明書」を子ども支援課に提出してください。

(社会情勢により、期間を延ばす場合もありますので子ども支援課にご相談ください。)

○登園を自粛される方

コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き登園を自粛していただける方は、園までお申し出ください。自粛をお願いした期間については、2か月以上登園のない場合は退園とする、扱いの期間から除外します。(この取り扱いを続ける期間につきましては、9月までといたします。)

○保育料について

4月、5月と同様に出席した日数に応じて、保育料を減額します。

(問い合わせ先)

子ども部子ども支援課

TEL 03-5211-4229